



一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会 会報

ぎ ふ 環 境 保 全

• 発行 •
令和7年
8月15日

VOL.
143

【特集】

◆ (一社)岐阜県産業環境保全協会

第14回定時総会

(一社) 岐阜県産業環境保全協会

【行政ニュース】

◆ 『廃棄物処理法施行規則の一部を改正する省令の公布について』

岐阜県環境エネルギー生活部廃棄物対策課

【労働安全衛生】

◆ 『岐阜県内の労働災害発生状況と労働災害防止に
ついても』

岐阜労働局労働基準部健康安全課



「小駄良川イルミネーション」【郡上市】

名水百選の一つである「宗祇水」が流れ込む小駄良川の夏の風物詩。数多のイルミネーションが七夕の夜を彩ります。
(写真は第3回郡上市清流フォトコンテスト大賞作品『星空の川』)

クリーンな社会づくりをめざす
21世紀のパイオニア

株式会社フィルテック

環境計量証明事業（岐阜県 濃度第18号）

業務内容 廃棄物・水質・土壌・悪臭等の分析を行っています

産業廃棄物

- 溶出試験
- 水銀含有試験

水質

- 地下水
- 河川水
- 工場排水
- 廃棄物処理施設
処理排水
- 浄化槽放流水

土壌

- 建設発生土
- 農用地土壌
- 底質

肥料

- 普通肥料
- 特殊肥料
- 肥料原料

悪臭

- 特定悪臭物質
- 臭気指数（濃度）

放射線量

- 空間線量率

産業廃棄物収集運搬・最終処分業（管理型）

産業廃棄物処理業 優良産廃処理業者認定取得

- | | | | | | | |
|---------|-------|--------|-------------------------|---------|----------|----------|
| (処分業) | ● 燃え殻 | ● 汚泥 | ● 廃プラスチック類 | ● 金属くず | ● 木くず | ● 動植物性残さ |
| | ● 紙くず | ● 繊維くず | ● ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず | ● ゴムくず | | ● ゴムくず |
| | ● 鋳さい | ● がれき類 | ● 廃油（タールピッチ） | ● ばいじん | ● 13号廃棄物 | |
| (収集運搬業) | ● 燃え殻 | ● 汚泥 | ● 廃プラスチック類 | ● 金属くず | ● 木くず | ● 動植物性残さ |
| | ● 紙くず | ● 繊維くず | ● ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず | ● ゴムくず | | ● ゴムくず |
| | ● 鋳さい | ● がれき類 | ● ばいじん | ● 廃アルカリ | ● 廃油 | ● 廃酸 |
| | | | | | | ● 13号廃棄物 |

特別管理産業廃棄物処理業 優良産廃処理業者認定取得

- | | | | | | |
|---------|------------|----------|------------|-------------|--|
| (処分業) | ● 特定有害廃石綿等 | | | | |
| (収集運搬業) | ● 特定有害廃石綿等 | ● 引火性廃油 | ● 腐食性廃酸 | ● 腐食性廃アルカリ | |
| | ● 感染性産業廃棄物 | ● 特定有害廃油 | ● 特定有害廃酸 | ● 特定有害廃アルカリ | |
| | ● 特定有害燃え殻 | ● 特定有害汚泥 | ● 特定有害ばいじん | | |
- ※許可内容詳細及び優良認定取得地域についてはお問い合わせください。

建設業

骨材販売



排出業者の皆様へ

産業廃棄物の処理について、お困りの点・お悩みの点などございましたら、何なりと、下記までご連絡ください。

本社 / 〒509-0214 岐阜県可児市広見一丁目47番地
TEL. (0574) 62-2121 (代) FAX. (0574) 62-6661
E-mail: ft@filltech-jp.com

特 集 (一社)岐阜県産業環境保全協会第14回定時総会…………… 2
 あいさつ 就任あいさつ 岐阜県環境エネルギー生活部長 平野 昌彦… 7

行政ニュース 「廃棄物処理法施行規則の一部を改正する省令の公布
 について」 岐阜県環境エネルギー生活部廃棄物対策課… 8

地域だより～岐阜県・現地機関ニュース～
 「可茂地域の環境保全の取り組みについて」
 岐阜県可茂県事務所環境課… 11

シリーズ わがまちの環境保全と対策
 「美しい水と緑を守り、暮らしの基盤が整う共生のまち
 をめざして」 郡上市長 山川 弘保… 13

労働安全衛生 「岐阜県内の労働災害発生状況と労働災害防止について」
 岐阜労働局労働基準部健康安全課… 14

協会だより 〈(一社)岐阜県産業環境保全協会〉
 理事会の開催…………… 20
 委員会の開催…………… 20
 〈(公社)全国産業資源循環連合会〉
 令和7年度第1回処分場早期安定化分科会…………… 21
 第15回定時総会…………… 21
 (公社)全国産業資源循環連合会会長表彰…………… 21
 〈中部地域協議会〉
 令和7年度中部四県「産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」合同会議… 21
 令和7年度第1回専務理事会議…………… 21
 〈優良産業廃棄物処理業者認定会員の紹介〉…………… 22
 〈会員数の状況〉…………… 22
 〈青年部会の動向～未来人～〉…………… 23
 〈女性部会の動向～れんげ～〉…………… 24
 お知らせ 電子マニフェストシステムの加入申込み・岐阜県内の加入状況…………… 26
 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入申込について…………… 27
 産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書…………… 28
 保全協Newsについて…………… 29
 事務局からのお願い…………… 29
 編集後記 松並 壱成…………… 30

表紙写真 「小駄良川イルミネーション」…………… フォト 郡上市提供

第14回定時総会を開催

第14回定時総会は、令和7年6月24日(火)に岐阜市内の「都ホテル岐阜長良川」において開催されました。

総会に先立ち、知事表彰の授与式が行われました。

続いて総会が開催され、最初に優良事業所、優良従事者の表彰を行った後、議事では、令和6年度事業報告、決算報告及び公益目的支出計画実施報告議案、役員を選任案が審議され承認されました。

会長あいさつ

第14回定時総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、ご多用の中、多くの会員の皆様にご出席を賜り、誠にありがとうございます。会員の皆様には、平素より当協会の活動に、一方ならぬご理解とご協力をいただき、昨年度は、各種事業に取り組んで参りました結果、いずれの事業とも順調に進めることができたものと考えております。改めて会員の皆様のご理解とご協力に感謝申し上げます。

本日の定時総会には、ご来賓として、渡辺参議院議員様、大森岐阜県副知事様、小原岐阜県議会議長様をはじめ、私ども会員に、直接ご指導をいただいております岐阜県、岐阜市の廃棄物行政に関わる皆様にご臨席をいただいております。

ご公務で大変お忙しい中、ご臨席を賜り、光栄に存じますとともに、日頃より、協会の活動にお力添えを賜っておりますこと、改めて御礼申し上げます。

また、総会前に岐阜県知事表彰を受賞されました小塚様、誠におめでとうございます。今後も一層のご活躍を期待しております。

さて、産業廃棄物を取り巻く環境は、ここ数年、静かに、しかし確実に変化しています。背景には、脱炭素社会実現に向けた国際的な潮流、国内のCO₂排出管理強化、ESG(環境・社会・ガバナンス)経営の普及などがあります。

昨年5月29日には 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律が公布され、2月1日には、第1段階施行として基本方針、判断基準の施行が施行され、11月までには、第2段階施行として、認定制度・報告公表制度の施行が予定されています。

平成12年を循環型社会元年と位置付けられ制定された循環型社会形成推進基本法から、四半世紀が経過し、経済産業省をはじめ、関係省庁が一体となり、廃棄物から資源循環として再び動き出してきましたが、他業種の進出、原価の上昇、人口減少によるエリアでの格差も拡大や、労働力不足が今後も継続する



会長の挨拶

ことは間違いなく、産業廃棄物業界において、効率改善は不可欠になってきます。

また、南海トラフ地震についても、昨年8月には、南海トラフ地震臨時情報が運用後初めて発表されたり、20年以内に起こる確率が60%程度に高まったと発表されてはいますが、災害は、いつ、どこで起こるか予測さえできないものであり、ひとたび大きな自然災害が起これば、その災害が甚大であればあるほど大量に発生する災害廃棄物が発生します。

いち早く復興を目指すために、仮置き場の運営や大量の災害廃棄物の処理など、産業廃棄物業界に寄せられる期待も高まってきています。

こうした取り巻く状況のなかで、当協会におきましては、法改正、環境対応水準への対応、災害廃棄物対応など、多方面にわたって、

会員の皆様に迅速な情報が提供できるように、事業を進めてまいりますので、今後とも、会員皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本日の総会においては、議案4件についてご審議いただくほか、産業廃棄物処理事業の発展に寄与した優良事業所3社、事業従事者として他の従事者の模範となる優良従事者7名の方々の表彰をさせていただきます。会員の皆様とお祝いしたいと存じます。

結びにあたり、本日の総会が円滑に運ばれますようご協力をお願いするとともに、会員の皆様のご健勝と、ますますのご繁栄を祈念申し上げます、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

優良事業所・優良従事者等の表彰

会長挨拶に続いて、令和7年度会長表彰〔優良事業所・優良従事者〕の表彰式が行われ、受賞事業所及び被表彰者に、大坪会長から表彰状と記念品が手渡されました。

受賞をされました事業所及び従事者の方は、次のとおりです。

〔敬称略〕

○優良事業所

- ・株式会社 藤谷
- ・株式会社 上野産業
- ・有限会社 オレンジサービス

○優良従事者

- ・ 瀬瀬 和人 株式会社 瀬瀬
代表取締役
- ・ 増田 妙子 丸石 株式会社
管理部 事務
- ・ 松久 弘 株式会社 フィルテック
多治見事業所 施設課課長
- ・ 河地 美香 株式会社 フィルテック
多治見事業所 事務係係長
- ・ 山本 真也 株式会社 カンチ
プラントオペレーター
- ・ 酒向 一成 株式会社 山田林業
部長
- ・ 桑原 繁広 住友大阪セメント 株式
会社 岐阜工場 業務課
主任スタッフ

来賓祝辞

会長表彰に続いて来賓の大森康宏岐阜県副知事並びに小原 尚岐阜県議会議長から祝辞をいただきました。



大森岐阜県副知事



受賞者の皆様



小原岐阜県議会議長

また、参議院議員渡辺猛之様、岐阜市長柴橋正直様からの祝電やお祝いメッセージを披露しました。

議 事

表彰式後、議事に移り、丸硝(株) 取締役兼総務部長伏見典郎氏を議長に選出し、下記の議案が審議され、全て原案どおり可決承認されました。



伏見議長

- 第1号議案 令和6年度事業報告について
- 第2号議案 令和6年度決算について
- 第3号議案 公益目的支出計画実施報告について
- 第4号議案 役員を選任について

*第1号、第2号、第3号議案は関連事項のため各々一括審議

なお、総会終了後には、岐阜県副知事 大森康宏様、岐阜県議会議長 小原 尚様をはじめ、静岡県産業廃棄物協会、愛知県産業資源循環協会、三重県産業廃棄物協会の役員の皆様を来賓に迎え、懇親会が開催され会員の皆様の交流が行われました。



総会の様子



永井全国産業資源循環連合会会長挨拶

知事表彰

令和7年度廃棄物処理関係業務功労者に対する知事表彰の授与式が総会の開催に先立ち、大森康宏岐阜県副知事より行われました。

○知事表彰受賞者

小塚 将樹氏 小塚メタル株式会社
代表取締役



小塚氏への知事表彰授与

記念品贈呈

知事表彰を受賞された小塚 将樹氏に当協会からの記念品が大坪会長から贈呈されました。

臨時理事会の開催

令和7年度の臨時理事会が、令和7年6月24日(火)に、都ホテル岐阜長良川(輝の間)で開催されました。

この理事会では、下記の議案が審議され、いずれも提案のとおり可決承認されました。

第1号議案 専務理事の選定について
〔専務理事の選定〕

専務理事 渡邊 靖信 理事



臨時理事会

就任ご挨拶

岐阜県環境エネルギー生活部長 平野 昌彦

本年4月の異動により、岐阜県環境エネルギー生活部長に就任した平野でございます。貴協会報をお借りしまして一言ご挨拶を申し上げます。

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会並びに会員の皆様には、平素から環境行政、とりわけ産業廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進に格段のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

県では、令和3年3月に令和12年度までの10年間を計画期間とした「第3次岐阜県廃棄物処理計画」を策定し、資源循環型社会の形成を目指して「廃棄物の排出抑制・循環的利用及び適正処理の推進」「美しい生活環境の保全」「災害・感染症・気候変動への備え」の3つを施策の柱として取組みを進めているところです。

今年度は第3次計画の中間年度にあたることから、昨年度に実施した産業廃棄物処理動向調査の結果などから進捗状況の確認を行うとともに、昨年8月に閣議決定された「第5次循環型社会形成推進基本計画」などの国の動向も踏まえ、必要な見直しを行ってまいりたいと考えております。

また、県では、昨年度、令和6年能登半島地震を教訓として全庁的に震災対策の見直しを行うとともに、第3期岐阜県強靱化計画の策定及び岐阜県地域防災計画の改定を行いました。現在、国においては、今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備えた更なる災害廃棄物対策の方向性と取組について検討が行われています。近年の災害において県が対応した経験や国における検討結果などを踏まえ、「岐阜県災害廃棄物処理計画」についても、より実効性がある計画とするための見直しを行ってまいります。

今後、災害廃棄物の撤去、処分等に関する支援につきましては、貴協会並びに会員の皆様の役割が益々重要となってまいると考えております。貴協会とは平成20年に「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書」を締結しておりますが、引き続きお力添えをいただきますようお願いいたします。

結びに、貴協会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

廃棄物処理法施行規則の一部を改正する 省令の公布について

岐阜県環境エネルギー生活部廃棄物対策課

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令が令和7年4月22日に公布されましたので、改正内容をお知らせします。

1 委託契約書に含まれるべき事項の追加(施行期日：令和8年1月1日)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第8条の4の2に規定する「委託契約書に含まれるべき事項」のうち、同条第6号に規定する「委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する事項」に次の事項が追加されました。

なお、経過措置として、この施行の際に現に締結されている産業廃棄物処理委託契約書については、その契約書の更新までの間は、なお従前の例によるとされています。

へ 委託者が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)第2条第5項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者である場合であつて、かつ、委託する産業廃棄物に同条第2項に規定する第一種指定化学物質(同法第5条第1項の規定により第一種指定化学物質等取扱事業者が排出量及び移動量を把握しなければならない第一種指定化学物質に限る。)が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合

【参考】

○第一種指定化学物質

その化学物質が有する物理的・化学的性状、その製造、輸入、使用又は生成の状況等からみて、相当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して存すると認められる化学物質であつて、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令(以下「化管法施行令」という。)で定める515物質

○第一種指定化学物質等取扱事業者

第一種指定化学物質の製造業者、業として第一種指定化学物質又は第一種指定化学物質を含有する製品を使用する者、その他業として第一種指定化学物質等を取り扱う者、事業活動に伴って付随的に第一種指定化学物質を生成させ又は排出することが見込まれる者のうち、次の要件の全てに該当する事業者

①対象業種として化管法施行令で指定している24種類の業種に属する事業を営んでいる事業者

②常時使用する従業員の数が21人以上の事業者

③いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が1トン以上(特定第一種指定化学物質は0.5トン以上)の事業所を有する事業者又は、他法令で定める特定の施設(特別要件施設)を設置している事業者

○特定第一種指定化学物質

第一種指定化学物質のうち、化管法施行令第4条第1号イにおいて規定する23物質

2 電子マニフェストに係る処分完了報告時における報告事項の追加(施行期日：令和9年4月1日)

規則第8条の34の3の2が追加され、産業廃棄物の処分受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の5第3項の規定による報告(産業廃棄物の処分が最終処分であるときに限る。)又は同条第4項の規定による報告を行うときは、受託した産業廃棄物について最終処分が終了するまで又は再生を行うまでの全ての処分について、各処分ごとに、情報処理センターに次に掲げる事項の報告が義務付けられました。

一	処分を行った者の氏名又は名称及び許可番号
二	処分を行った事業場の名称及び所在地
三	処分方法
四	処分方法ごとの処分量(当該処分量を的確に算出できると認められる方法により算出できると認められる方法により算出される処分量を含む。)
五	処分後の産業廃棄物又は再生された物の種類及び数量(当該数量を的確に算出できると認められる方法により算出される数量を含む。)

<電子マニフェストに新たに入力する再資源化等の情報>

(JWセンター 概要リーフレット【処分業者用】から抜粋)

最終処分又は再生を行うまでのすべての処分について、①～⑤の情報を新たに報告します。

① 処分業者の名称と許可番号

② 処分事業場の名称と所在

自社及び最終処分されるまでのすべての処分に係る処分事業場の情報を報告します(③～⑤も同様)。



③ 処分方法
④ 処分方法ごとの処分量

【入力例】

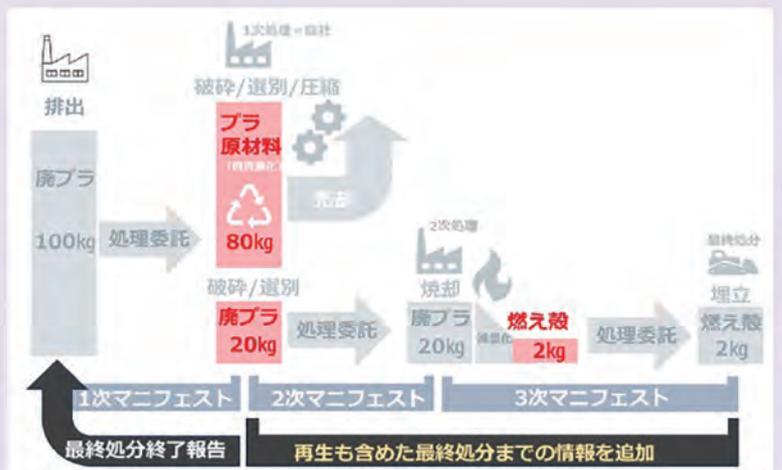
処分方法	処分量
破碎/選別/圧縮	80kg
破碎/選別	20kg
焼却	20kg
埋立	2kg



⑤ 処理後物の種類と量

【入力例】

処理後物の種類	量
プラ原材料	80kg
廃プラ	20kg
燃え殻	2kg



今回の省令改正に対応した電子マニフェストシステム(JWNET)の改修が実施されており、令和7年5月6日から再資源化等の情報を入力することができます。(令和9年3月31日までは任意の入力項目です。)

実際の入力方法等、詳しくは下記の関連ウェブサイトをご確認ください。

【関連ウェブサイト】

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター(JWセンター)

電子マニフェストの項目追加：<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/about/tsuika/index.html>

【関連事務連絡】

・令和7年5月14日付け「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令による電子マニフェストシステムの改修及び公開について」

可茂地域の環境保全の取り組みについて

岐阜県可茂県事務所環境課

岐阜県では、毎年5月30日から6月5日までと、9月24日から10月1日までを『プラごみゼロ・キャンペーン週間』と定め、県民の皆様の環境美化意識の高揚を図るとともに、環境保全に対する関心を高め、豊かな自然環境を残していこうと、各種事業を実施しています。この週間を含め、管内の市町村では清掃活動が各所で行われ、例年多くの皆さまに職場や自治会などを通じて参加していただいています。

可茂県事務所でも、毎年2回、この週間に合わせて当事務所が入る可茂総合庁舎周辺の清掃活動「プラごみゼロ活動」を実施しています。今年も5月30日(金)に1回目の活動を実施し、勤務時間終了後に約80名の職員が清掃活動を行いました。この活動により、ペットボトルなどのプラスチックごみや空き缶などの散乱ごみを回収することができました。また、周辺に生育するオオキンケイギクの防除も行いました。活動の結果は、ホームページ「ピリカ」(※)にも投稿しています。



可茂総合庁舎の南側には木曾川が流れ、一帯は飛騨木曾川国定公園に指定されています。近年、海におけるプラスチックごみを取り上げられることが多くなっていますが、この周辺で発生した散乱したゴミも、木曾川の流れを通じて遠くは伊勢湾にまで流れ込み、海を汚す原因となっているおそれがあります。こういったことから、この活動を続けていくことが必要と考えています。関連して、海洋ごみに関係する県の計画、オオキンケイギクの防除について、ご紹介します。

※ ごみ拾いSNS「ピリカ」は、だれでも気軽に、清掃活動の様子を発信できるSNSサービスで、拾ったごみの写真を撮影して投稿すると、周辺地図に投稿が反映されます。岐阜県の清掃活動ウェブページと連動しており、県内の清掃活動がウェブページに反映されます。

○「清流の国ぎふ 海洋ごみ対策地域計画」について

近年、プラスチックごみによる海洋汚染が深刻な問題とされていますが、人工物の海岸漂着物のうち約7割はプラスチックごみといわれており、ポイ捨てや管理が不十分なごみステーション等からの散乱など、私たちが使用した製品やごみは適切に管理しないと街中で散乱ごみとなり、さらに一部が河川を通じて海洋ごみとなります。

令和4年3月策定の本計画では、本県の清流が織りなす豊かな自然環境の保全と継承につながるよう、ひいては海洋プラスチックごみをはじめとする新たな海洋汚染を引き起こさないために

- ・内陸に暮らす私たちが果たすべき役割を県民、事業者、民間団体、学校・研究機関及び行政等が各々に認識する
- ・各主体が相互連携して散乱ごみ対策をはじめとする具体的行動に取り組む

ことを基本目標とする計画です。

計画では、川やその周辺で社会的利用があり、地域の高い環境意識のもと、関係者が連携して散乱ごみ対策を行う「重点モデル区域」が設定され、可茂管内では可児川に面した可児市の「ふるさと川公園」周辺が対象となっています。公園やウォーキングでの利用者が、気持ちよく散策し、公園や河川を楽しむことができる場所となるよう、公園利用者への海洋ごみ発生抑制の啓発や、ボランティアによる清掃活動が推進されています。

○「オオキンケイギク」の防除について

北米原産の直径5～7cmの橙黄色の花をつける植物で、全国的に定着しており5月から7月頃にかけて道端や堤防などでよく見られます。

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼしたり、及ぼすおそれがある外来生物の中から指定される「特定外来生物」とされています。このため、飼育、栽培、保管及び運搬や、野外へ放つこと、植えることなどが原則禁止されています。

駆除には、根から引き抜き、その場で2、3日放置して枯死させた後、ビニール袋などに密閉して、燃えるゴミとして処理することが有効で、生きたまま移動させて根付かせたり、種子が拡散したりしないように注意することが必要です。

わがまちの環境保全と対策

美しい水と緑を守り、暮らしの基盤が
整う共生のまちをめざして

郡上市長 山 川 弘 保

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、日頃より当市はもとより各地域の生活環境の保全並びに産業廃棄物の適正な処理、再生利用等の環境行政に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

郡上市は、岐阜県のほぼ中央に位置し、総面積は1,030.75km²と岐阜県面積の約1割を占め、そのうち森林の面積が約9割と白山山系の山々が連なる中山間地であります。また、水系は、太平洋と日本海に注ぐ分水嶺が存在し、市の中心部を縦断する形で流れる長良川、東部に流れる和良川、西部を流れる石徹白川、北部を流れる御手洗川など四つの流域に分かれており、多様な生態系が守られ且つ重要な水源地を持った自然豊かな地域であります。

さて、昨今では海洋ごみ問題が世界的な課題として注目されております。海や海岸に流れ着いたプラスチックごみ等が環境や生態系、また人間社会に深刻な影響を及ぼしていることから、国を超えた協力と対策の必要性が叫ばれているところであり、清流長良川をはじめとした多くの河川の源流域をもつ郡上市としても、率先して取り組むべき問題であることから、令和4年にはプラごみ発生抑制・不法投棄防止対策の推進・環境教育の充実を柱とした「郡上市プラスチックごみゼロ宣言」を行い、課題解決に取り組んでいるところです。

具体的な取り組みとして、「郡上もったいないプロジェクト・Gumotta(グモッタ)」お掃除ポイントという取組を令和6年度より行っています。市内のポイ捨てごみを拾って(ごみぶくろ1/3程度以上)市の環境課にご持参いただく、もしくはごみを拾ってごみ拾いアプリ「ピリカ」に投稿いただくと「まんぷくぷく手帳」に1ポイント加算され、合計30ポイントになると老舗バックブランドとの共同製作の郡上市オリジナルエコバックと交換でき、楽しんでごみ拾いができると徐々に取り組みが広がっています。

また、主に不法投棄の被害を受ける道路・河川管理者や不法投棄を発見しやすい林業・土建業・観光業の業界団体の代表者、一般廃棄物許可業者等による意見交換の場として「郡上の美しい水と緑を守る連携会議」を定期的で開催し、郡上から不法投棄・ポイ捨てごみを無くすための効果的な啓発方法等について検討を行っています。

今後、積極的に取組を進め、郡上市のもつ素晴らしい自然環境を100年先の子供たちに残していけるよう努力していきたいと考えております。

最後になりましたが、貴協会のますますのご発展と会員様のご健勝とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

岐阜県内の労働災害発生状況と労働災害防止について

岐阜労働局労働基準部健康安全課

1 令和6年の労働災害発生状況について

令和6年の岐阜県内における休業4日以上労働災害(新型コロナウイルス感染症を除く。)は2,292人と令和5年と比べて75人(3.4%)の増加となりました。令和5年は令和4年に比べて減少したものの、令和6年には再び増加に転じており、平成27年以降増加傾向が続いています。

令和6年に発生した死亡災害は16人と令和5年に比べて7人増加し、事故の型別で見ると、「交通事故(道路)」が7人、「墜落・転落」が3人、「飛来・落下」が3人、「転倒」「崩壊・倒壊」及び「交通事故(その他)」が各1人となっています。

過去10年間の労働災害発生状況の推移は図1のとおりとなっています。



図1：過去10年間の休業4日以上死傷災害発生状況

業種別労働災害発生状況の推移は図2のとおりです。特定の業種に限らず、多くの業種で前年に比べて増加になりました。

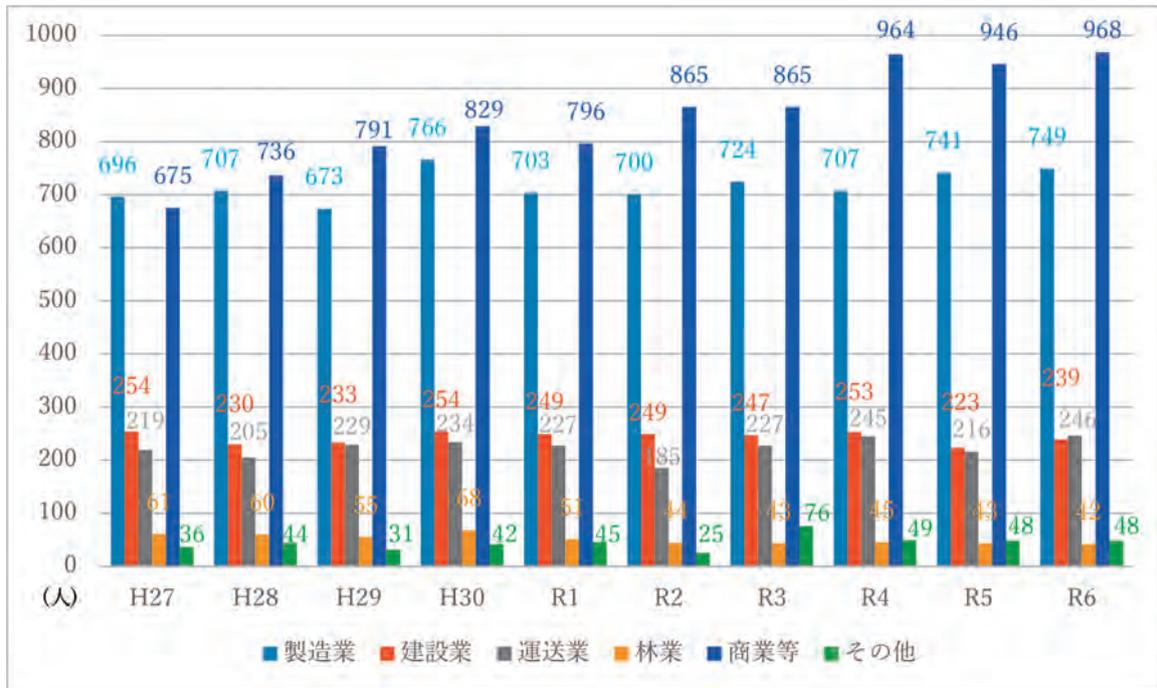


図2：過去10年間の業種別労働災害発生状況の推移

事故の型別の労働災害発生状況は図3のとおりです。「転倒」、「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」の順で多く発生しています。

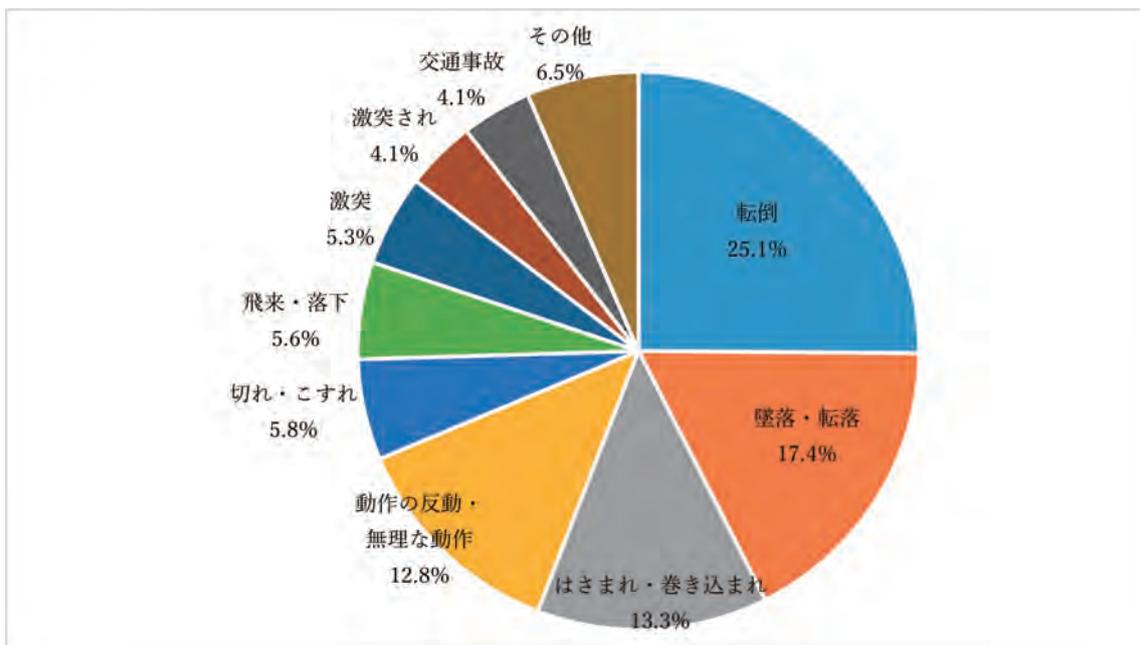


図3：令和6年 事故の型別労働災害発生状況(死傷災害)

年代別の労働災害発生状況は図4のとおりです。死傷者数のうち、50代以上の労働者の占める割合は全体の6割近くを占め、60代以上で3割以上、70代以上でも1割以上を占めています。高年齢労働者は、若年労働者に比べて被災した場合に休業日数が長くなるなど、その程度が重くなるという傾向があります。

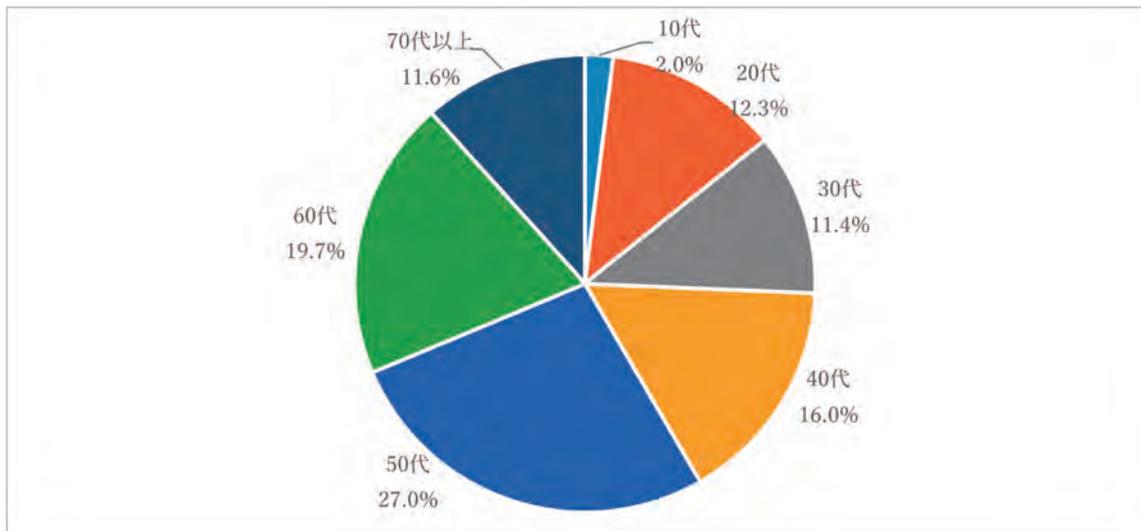


図4：令和6年 年代別労働災害発生状況(死傷災害)

近年は「転倒」や「動作の反動・無理な動作」といった、労働者の行動に起因する災害、いわゆる行動災害の発生数が図5のとおり、増加傾向にあります。

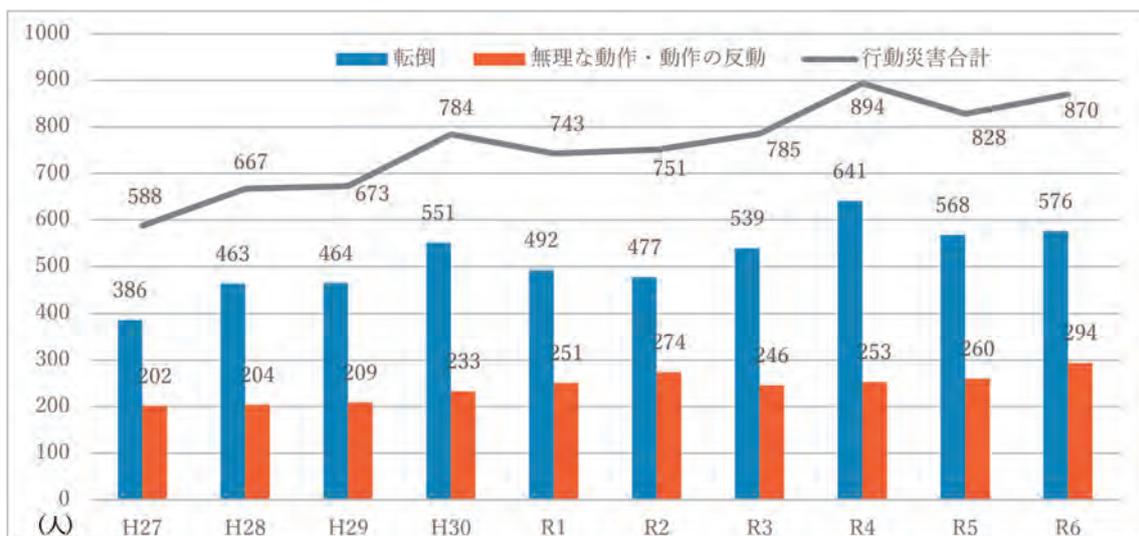


図5：過去10年間の行動災害発生状況の推移

2 第14次労働災害防止推進計画について

第13次労働災害防止推進計画の結果や近年の労働災害発生状況を受け、岐阜労働局では、令和5年度を初年度とし、令和9年度までの5か年計画で第14次労働災害防止推進計画を策定しました。第14次労働災害防止推進計画では、表1のとおり労働災害防止のための目標を掲げるとともに、アウトプット指標の達成に向けて、監督指導、集団指導により必要な指導を行うほか、あらゆる機会をとらえて災害防止のための呼びかけを行うこととしています。

なお、岐阜労働局版第14次労働災害防止推進計画については、岐阜労働局健康安全課のホームページに詳細を記載していますので、ご確認ください。

1 死亡災害	・2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
2 死傷災害(休業4日以上)	・2022年と比較して2027年までに減少に転じさせる。

表1：第14次労働災害防止推進計画における労働災害防止のための目標

3 令和7年4月末時点の労働災害発生状況(速報値)について

令和7年4月末時点における岐阜県内の休業4日以上労働災害発生状況(新型コロナウイルス感染症によるものを除く。)は、死傷者数は572人で前年比35人(6.5%)増という状況となっています。

現状では、死亡災害は発生していないものの、休業4日以上死傷災害は前年同期より増加しています。

業種別の労働災害発生状況は表2のとおりとなっています。

	R7.4末		R6.4末		対前年比増減数		対前年比 死傷増減率
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷	死亡	
製造業	221	0	198	0	+23	0	11.6%
鉱業	2	0	2	0	0	0	0.0%
建設業	52	0	57	2	-5	-2	-8.8%
運送業	50	0	60	2	-10	-2	-16.7%
農林・畜産・水産業	23	0	20	0	+3	0	15.0%
商業等	224	0	200	0	+24	0	12.0%
全産業	572	0	537	4	+35	-4	6.5%

表2：令和7年4月末時点業種別労働災害発生状況

4 労働災害の防止について

労働災害は長期的には減少していたものの、平成27年以降は増加傾向にあるといえます。

全産業において「転倒」や「動作の反動・無理な動作」といった労働者の行動に起因する災害、いわゆる行動災害の発生が増加傾向にあり、今後の高年齢労働者の就労の進行に伴い、加齢に伴う身体機能の低下等を要因とする行動災害の発生のさらなる増加や、休業日数の長期化が懸念されます。そのため、通路の段差の解消、照度の確保、階段部分などへの手すりの設置等の転倒防止対策や、重筋作業の軽減、作業動作や作業姿勢の改善、照度の確保、適切な作業空間の確保等の腰痛防止対策に取り組むことが重要です。また、年齢、性別、体格や、骨粗しょう症などの既往症または基礎疾患の有無のような労働者自身の健康状態や体力の状況を把握するための機会を設け、労働者自身が日々の健康管理に取り組む環境整備も重要です。

高年齢者の安全と健康の確保のために、厚生労働省では働く高齢者の特性に配慮した安全な職場環境への改善のための「エイジフレンドリーガイドライン」を策定し、転倒・腰痛を防止するための体づくりのための「いきいき健康体操」を公開していますので、参考としてください。

今年の夏は、気象庁の予報によると、全国的に降水量は平年並みであるものの気温が高くなる見込みとなっており、熱中症のリスクが高くなってきます。このような状況の中、本年6月1日付けで改正労働安全衛生規則が施行され、「熱中症の初期症状の放置・対応の遅れ」による重篤化の防止のための体制整備等が義務化される等、職場における熱中症対策が強化されています。

また、近年の人手不足の影響で、労働力確保のために外国人労働者や非正規労働者が増加しています。外国人労働者による労働災害を見ると、安全な作業手順の作成・周知、安全衛生教育などが十分に実施されていないものが見受けられます。外国人労働者に対しては、理解度や安全意識の定着のために、日本語だけではなく、母国語やイラストなどを用いた安全衛生教育を定期的に継続して行うことが労働災害の防止には重要です。同じく、パートタイマー等の非正規労働者に対する安全衛生教育が十分に行われていないという事業場が認められます。短時間・短期間の非正規労働者も同じ職場で一緒に働いていますので、危険などのリスクは変わりありません。職場全体の安全衛生意識の高揚、労働災害防止のためには、働く人すべてに安全衛生教育を実施することが必要です。

「令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます」

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
**死亡に至させない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

＜(一社)岐阜県産業環境保全協会＞

○理事会の開催

「第1回理事会」

令和7年度第1回理事会が、令和7年5月22日(木)に「OKBふれあい会館」で開催されました。

最初に報告事項として次の事が報告されました。

(1)会議等報告

- ・ 令和6年度岐阜県PCB廃棄物処理推進連絡会
- ・ (公社)全国産業資源循環連合会中部地域協議会令和7年度第1回専務理事会議
- ・ (公社)全国産業資源循環連合会令和7年度第1回処分場早期安定化部分科会(ハイブリッド開催)

(2)委員会報告

- ・ 総務委員会
第1回委員会の開催結果について
- ・ 研修指導委員会
第1回委員会の開催結果について
- ・ 広報編集委員会
活動報告について
第1回委員会の開催結果について
- ・ 組織強化委員会
第1回委員会の開催結果について

(3)青年部会動向について

- ・ 令和6年度第10回役員会議(3月27日)開催結果
- ・ 第22回定時総会(4月25日)開催結果
- ・ 令和7年度第2回役員会議(5月15日)開催結果

(4)女性部会動向について

- ・ 令和6年度第4回、令和7年度第1回役員会議(3月14日、4月11日)開催結果
- ・ 第4回定時総会(4月11日)開催結果

続いて次の議案について審議が、行われ、いずれも原案どおり可決承認されました。

- 第1号議案 令和6年度事業報告について
- 第2号議案 令和6年度決算について
- 第3号議案 公益目的支出計画実施報告につ

いて

- 第4号議案 新規加入会員の承認について
- 第5号議案 特別会員の承認について
- 第6号議案 役員を選任について



第1回理事会

○委員会の開催

- ・ 総務委員会(4月22日開催)

第1回委員会を開催し、最初に「労働安全衛生研修会」について協議を行い、7年度は、視察研修ではなく、座学による研修を行うこととし、そのテーマや講師、実施時期等について検討しました。テーマは、「これから進める安全衛生対策」、講師は、中央労働災害防止協会に依頼し、実施時期は、令和7年10月16日で行うことで計画を進めることになりました。

次に、災害廃棄物等で「災害対策仮置場運営業務対応マニュアル等」について協議を行い、次回の委員会で詳細について検討することになりました。

- ・ 研修指導委員会(4月17日開催)

第1回委員会を開催し、研修内容等について協議し、例年通り法令講習会は県に依頼し実施することとし、併せてぎふ健康プロジェクトについての講演についても依頼することになりました。

次に、7年度は、一泊二日の視察研修を行うことになりました。

- ・ 広報編集委員会(4月24日開催)

第1回委員会を開催し、最初に、「ぎふ環境保全第143号の編集方針」、「協会要覧(令和7年度版)の編集方針」、「令和8年版協会カレンダー」については案のとおり承認

を進めていくこととしました。

次に「協会リーフレット」については仕様等を検討し、A4版両面カラー刷りとし、協会オリジナルデザインを使用することが決定し、今後は、記載内容やレイアウト等を検討していくことになりました。

最後に「啓発グッズ」について協議を行い、7年度は新たに作成しないことに決定しました。実施事業としては、「ぎふ環境保全」第142号を4月に発行しました。

・組織強化委員会(4月10日開催)

第1回委員会を開催し、最初に、昨年度検討した啓発資料について7年度から広報編集委員会で協会リーフレットの企画、作成をお願いし承諾されたことの報告をしました。次に、当委員会として7年度は、青年部会、女性部会への支援策を検討することになり、委員から青年部、女性部の活動の現状と課題について報告を受けその後、意見交換を行いました。

今後引き続き、支援策について検討していくことになりました。

＜(公社)全国産業資源循環連合会＞

○令和7年度第1回処分場早期安定化分科会

令和7年5月12日(月)ハイブリッド形式で開催され、「PFASについて」「廃棄物最終処分場廃止基準の調査評価方法(廃棄物資源循環学会)の」改訂について協議されました。当協会からは、大坪会長が出席しました。

○第15回定時総会

令和7年6月20日(金)東京で開催され、「第1号議案令和6年度事業報告並びに令和6年度決算案承認の件、令和6年度監査報告」、「第2号議案理事及び監事の辞任に伴う役員改選の件」が可決承認されました。当協会からは、大坪会長と渡邊専務理事待遇が出席しました。

○(公社)全国産業資源循環連合会会長表彰

第15回定時総会後に廃棄物処理功労者等に対する令和7年度(公社)全国産業資源循環連合会会長表彰が行われました。当協会の会員からは、次の方々が受賞者されました。

○功労者表彰

濱岡 直彦 様 (株)大地

○地方功労者表彰

森本 禎人 様 蒲田川工業(株)

○優良事業所表彰

小塚メタル(株) 様

○地方優良事業所表彰

(株)橋本 様

(有)海津リサイクルセンター 様

○優良従事者表彰

藤並 国彦 様 丸石(株)

浅井 保 様 (株)リサイクル大輝

＜中部地域協議会＞

○令和7年度中部四県「産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」合同会議

令和7年5月27日(火)に名古屋市市内の名古屋都市センターで開催され、「国及び各県における産業廃棄物不法投棄不法処理事例の現状と対策等について」報告を受けた後、協議を行いました。

当協会からは、大坪会長と渡邊専務理事待遇が出席しました。

○令和7年度第1回専務理事会議

令和7年4月25日(金)に開催され、四日市市内の「(一財)三重県環境保全事業団 最終処分場」の視察を行った後、三重県産業廃棄物協会 会議室で「令和6年度中部地域協議会事業報告書について」、「令和6年度中部地域協議会収支決算及び監査報告について」、「令和7年度中部地域協議会事業計画について」、「令和7年度中部地域協議会収支予算について」、「令和7年度(公社)全国産業資源循環連合会会長表彰について」等の協議が行われました。

当協会からは、渡邊専務理事待遇が出席しました。

優良産業廃棄物処理業者認定会員の紹介

会 員 名	住 所	電 話	認定年月日	許可区分
協和物流(株)	〒509-7202 岐阜県恵那市東野2200番 地の2	(0573)26-5518	令和6年11月5日 令和6年11月30日	岐阜県 ・産業廃棄物収集運搬業 ・特別管理産業廃棄物 収集運搬業

会員数の状況

正 会 員	284
賛 助 会 員	55
特 別 会 員	2
合 計	341 (令和7年7月1日現在)

《 協会への入会のおすすめ 》

～ 環境を守り産業を支える ～

産業廃棄物処理業界は、互いに連携を保ち、適正な処理を行うことにより、住民との信頼関係の保持に努めています。

当協会は、適正な産業廃棄物の処理を通じて「循環型社会の形成」に貢献することを願っています。

産業廃棄物処理業界の方々が、会員としての信用と各種事業の成果を享受され、事業経営の一助とされますよう、当協会への入会をお勧めします。

◎入 会 金 正会員 10,000円

◎会 費 正会員 月額10,000円

賛助会員 年額30,000円

◎入会方法 入会には申込書を提出していただきますので、下記の協会事務局へ電話などでご連絡ください。入会申込書をお送りします。

また、受付後、参考資料などをお送りするとともに、入会金及び会費等についてお知らせします。

一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会

〒500-8384 岐阜市藪田南1-11-12

岐阜県水産会館1F

T E L 058-272-9293

F A X 058-272-6764

〈青年部会の動向～未来人～〉

○第22回定時総会開催

令和7年4月25日(金)にホテルグランヴェール岐山 4F 弦の間において青年部会の第22回定時総会が開催されました。参加者20名、委任状提出者4名により以下の議案が審議され、承認されました。

第1号議案 2024年度事業報告並びに決算承認の件

説明 前年は7月に当協会青年部・女性部、そして岐阜県解体協会青年部会の3団体で合同懇親会を行いました。そして10月には福井県産業資源循環協会青年部会との交流会、(株)北陸環境サービスの視察に行ってきました。また、12月に「持続的成長と事業継承セミナー」という題目で(株)名晃代表取締役 峠テル子様のご講演、名古屋テレビアナウンサーの上坂 崇アナによる「持続可能なビジネスのために～SDGsとM&A～」の講演等を行いました。

第2号議案 2025年度事業計画(案)及び予算(案)承認の件

説明 今期のテーマも「MORE ACTION MORE CHALLENGE」ということで、昨年度に引き続き、青年部会で新たな挑戦に挑んでいきたいと思っております。県外への視察研修、DX・AIなど時代の波にもしっかりと乗れるように青年部会員の成長に繋がる事業を計画していきます。

第22回定時総会後に「モデル安全衛生規程及び解説」の活用についての勉強会をホテルグランヴェール岐山 4F 弦の間で開催しました。改めて安全衛生についての概要や必要性を学び、実際に全国産業資源循環連合会のホームページから安全衛生規程作成支援ツールを使って安全衛生規程の作成を行いました。



第22回定時総会



「モデル安全衛生規程及び解説」の活用について

○役員会を次のとおり開催しました。

令和7年度第1回役員会(4月25日開催)をグランヴェール岐山、第2回役員会(5月15日開催)を(株)研木村岐阜支店で開催しました。

主な議題について

- ・ 総会決算報告等について
- ・ 7月開催予定の大分県研修事業について
- ・ 7月開催予定中部ブロック4ブロック合同事業について

◎青年部会に加入しませんか_^\(^\。

当部会は部会員相互の融和親睦と理解を深め産業廃棄物の適正な処理及び再資源化等に関する知識、技術の習得等教養を高め、企業経営者として人格形成を目指しています。

当協会会員の方だけでなく、会員企業後継者や会員企業の従業員の方でも、加入したい、話を聞いてみたいと思われる方は(一社)岐阜県産業環境保全協会事務局(TEL058-272-9293)までご連絡ください。



GIFU_SKHK_SEINENBU

〈 女性部会の動向 ～れんげ～ 〉



◎活動報告

・ 第 4 回定時総会



・ 全国産業資源循環連合会女性部協議会 中部地域協議会女性部会 通常総会

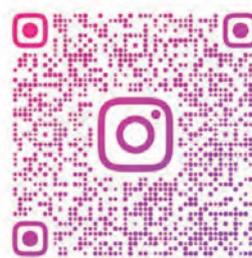


女性部会に加入しませんか♪

当部会は部会員が気軽に日頃の悩みや、困ったことなどの情報交換、交流ができる会であり、楽しく活動しております。
また、産廃業務の勉強会や異業種見学など学べる会も行っております。

当協会会員の方だけでなく、会員企業の従業員の方でも、加入したい、話を聞いてみたいと思われる方（一社）岐阜県産業保全協会事務局（TEL058-272-9293）までご連絡ください。

活動内容はこちらより



@RENGE.GIFU

女性部会の動向「れんげ」

～ 中部地域協議会女性部会(中部ブロック)設立のご報告 ～



【設立のごあいさつ】

このたび、女性部会は岐阜県から全国へと活動の場を広げ、**中部地域協議会 女性部会(中部ブロック)**が新たに設立されました。

この大きな一歩は、会員の皆様、役員の皆様、そして青年部の皆様のあたたかいご支援とご尽力によって実現しました。

【私たちの活動】

女性部会では、**「学び」「交流」「仲間づくり」**を大切に、次のような活動を行っています：

- 📍 **他県への視察研修旅行**
→ 全国各地の女性部会と交流し、刺激と学びを得る機会に
- 🏠 **中部4県それぞれの地域活動への参加**
→ 各県独自の取組みを知り、連携強化
- 🗣️ **多彩な講師による勉強会**
→ 環境・経営・ライフスタイルなど幅広い分野を学ぶ
- 🧘 **健康に関する体験型講座**
→ 心身のリフレッシュを大切に、楽しく学べる場に

🌱【環境教育への取り組み】

今後は、社会貢献の一環として
幼稚園でのフィールドワーク型 環境教育の実施を検討中です。

このたび中部ブロックでは、
岐阜大学 助教・川瀬真弓氏を顧問にお迎えしました。



〈電子マニフェストシステム(愛称：JWNET)の加入申込み〉 —事業者のマニフェスト事務の効率化のために—

① 申込み方法

(公財)日本産業廃棄物処理振興センターホームページのWeb申込フォームから申込みしてください。

② 利用料金

(1) 排出事業者

利用区分	A料金	B料金	C料金 (団体加入料金)
基本料 (1年間)	26,400円	1,980円	110円
使用料 (登録情報1件につき)	11円	(90件まで無料) 22円	(5件まで無料) 22円
利用区分の目安となる年間登録件数	2,401件以上	2,400件以下	—

排出事業者の加入単位 排出事業場単位または排出事業場を管轄する本社、支店、営業所単位など

(2) 収集運搬業者

(3) 処分業者

利用区分	(2) 収集運搬業者	(3) 処分業者		
		処分報告機能のみ ※1	処分報告機能+2次登録機能※2	
			A料金	B料金
基本料 (1年間)	13,200円	13,200円	26,400円	13,200円
使用料 (登録情報1件につき)	—	—	11円	(90件まで無料) 22円
利用区分の目安となる年間登録件数	—	—	1,381件以上	1,380件以下

※1 処分終了報告、最終処分終了報告を行う機能のみの料金です。

※2 上記1の機能と併せて、中間処理後の残さを電子マニフェスト登録(2次マニフェスト登録)する機能の料金です。

収集運搬業者の加入単位
業者単位で加入、1業者の複数加入も可能

処分業者の加入単位
処分事業場単位(同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、1事業場とすることも可能)

③ 問い合わせ先

(公財)日本産業廃棄物
処理振興センター

ホームページアドレス

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

JWNETサポートセンター

▼電話サポート 対応時間
【平日 9:00~12:00、13:00~16:30】

電話：0800-800-9023

(フリーアクセス、通話料無料)

※IP電話等フリーアクセスがご利用できない場合は、03-5807-5914までおかけください。

岐阜県内の加入状況

令和7年7月28日現在

加入区分	加入者数
排出事業者	5,324
収集運搬業者	544
処分業者	184
合計	6,052

産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入申込について

マニフェストの返品・交換は行っておりません。よくお確かめのうえ、申込みください。

マニフェストは、発送及び協会窓口にて購入できます。

発送	申込書にご記入の上、FAXにてご送信ください。 申込書の記載内容を確認後、翌営業日(土日祝日を除く)に発送します。(日本郵便(株)「ゆうパック」にてお届けします。) (ただし、在庫がない場合及び協会の行事、その他諸事情により、発送が遅れる場合もありますので、予めご了承ください。)
送料 (下表参照)	購入者負担となります。(当協会の正会員・賛助会員は、送料無料)
支払	請求書を発行します。代金及び送料は、到着日を含め10日以内にゆうちょ銀行へ振込ください。なお、振込手数料は購入者負担となります。(初回に限り、代金及び送料を前納とさせていただきます。) 払込取扱票での振込を希望される場合は、郵便局窓口備え付けの用紙をご利用ください。(振込手数料は購入者負担)
各種連続票	各種連続票は、申込書受信後に発行元より取り寄せる場合がございます。 その場合はお届けするのに1週間前後かかりますので、ご了承ください。
協会窓口	現金と引換にて購入できます。予め購入申込書をFAXにて送信ください。 協会行事等にて事務所を閉所する場合があります。閉所日時は協会WEB「新着情報」にて確認ください。 協会WEB https://www.gifu-hozen.jp 販売時間 9時～12時、13時～16時30分(土日祝を除く)

購入申込書は 協会WEB <https://www.gifu-hozen.jp/manifest.html> ページ内からダウンロードすることが可能です。

送料

消費税込

地域	岐阜県内			東海(岐阜県除く)・関東・信越・近畿		
種類 数量	直行用	積替用	建設系	直行用	積替用	建設系
単票1箱	622円			668円		
単票2箱	622円	858円		668円	911円	
単票3～5箱	858円		1,101円	911円		1,139円
連続票1ケース	858円	1,101円		911円	1,139円	

〒500-8384 岐阜市藪田南1-11-12 岐阜県水産会館内
 (一社)岐阜県産業環境保全協会 TEL058-272-9293
 FAX058-272-6764

FAX058-272-6764

購入後のマニフェスト返品・交換は行っておりません。よくお確かめのうえ、申込ください。

購入方法 ご希望の購入方法に印をつけてください。(無記入の場合は、発送します。)

発送 (翌営業日に発送します。協会行事等で発送が遅れる場合もございますので、予めご了承ください。)
土曜日に荷物の受取 可・否

協会窓口で現金購入 (予め購入申込書をFAXにて送信ください。)

来所年月日 年 月 日 時頃 (販売時間 9:00~12:00、13:00~16:30)

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 購入申込書

単票1箱=100セット入、連続票1ケース=500セット入

管理票 (マニフェスト) の種類		価格 消費税込	数量
産業廃棄物管理票【直行用】7枚綴り 公益社団法人全国産業資源循環連合会 発行	単票	3,300円	箱
	連続票	16,500円	ケース
産業廃棄物管理票【積替用】8枚綴り 公益社団法人全国産業資源循環連合会 発行	単票	3,300円	箱
	連続票	16,500円	ケース
建設系廃棄物マニフェスト 7枚綴り 建設六団体副産物対策協議会 発行	単票	2,700円	箱
	連続票	13,500円	ケース
事務局使用欄		送料	円
		合計	円
		消費税(10%)	円

申込日	令和 年 月 日		
住所	〒 _____		
会社名	フリガナ _____		
代表者氏名		担当者氏名	
電話番号		FAX番号	

事務局使用欄

払出番号	確認日
NO _____ ~ _____	NO _____ ~ _____

○ 保全協Newsについて

令和7年4月21日(第220号)で会員の皆様にお知らせした内容は次の項目です。

- 1 令和7年度産業廃棄物処理実務者研修会開講について
- 2 P F O S等を含む水の処理に用いた使用済活性炭の適切な保管等について
- 3 「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」の改定について

事務局からのお願い

※会員各位

- 社名・代表者職氏名・所在地・電話番号・F A X番号に変更が生じた場合は、事務局へF A Xにてご連絡ください。
- ホームページを開設された場合は、ホームページのアドレスを事務局へF A Xにてご連絡ください。
- 電子マニフェストに加入された場合は、(公財)日本産業廃棄物処理振興センター発行の電子マニフェスト加入証の写しを事務局へ送付ください。

※正会員(処理業者)各位

- 許可証の内容に変更が生じた場合は、該当する許可証の写しを速やかに事務局へ送付ください。
- 許可更新後に許可証の写しを事務局へ送付ください。

委員長 石田 謙治

副委員長 伏見 典郎

杉下 武夫 中村 好江 長谷川 光彦

濱岡 直彦 松並 壺成 宮崎 進

編集後記

この編集後記のページに進んできた読者のあなたは、きっとこの記事に一瞬でも目が止まったと信じた。そして目が止まったあなたは、最初のこの3行くらいは読んでいてくれるだろう。どうか根気強く、最後までお付き合い願う。

ちょっと待って！

私がこの編集後記を任されると決まった時には必ずこれをやると決めていた。たくさんの情報が詰まったこの『ぎふ環境保全』という会報でいきなり自分語りをして、誰も興味を示さない。では、どのようにしたら読者の興味を引くことが出来るのか。それを考えた結果が『インパクト』だった。

『インパクト』は、ビジネスにも大きな影響を与える。この代表と私が考えているのが、もはや日本国民で知らない人はいないといっても過言ではない、「PayPay」というシステムだ。

PayPayは2018年に突如として現れたキャッシュレス決済システム。事前チャージや銀行口座と連携することで、スマートフォン一つで買い物が出来る優れもの。他社のキャッシュレスシステムも存在する中PayPayがここまで普及した理由は、登場当時の導入費や決済手数料が無料だったことに起因する。決済手数料は無料なのに、買い物をするとポイントがもらえたり、商品の割引があったり、個人間で残高の共有が出来たりと、まさに使わない理由がないアプリだ。店舗側もユーザーの購買意欲の向上を魅力に感じ、続々と導入したのだ。当然、この時点でPayPayには全くと言っていいほどメリットがなく、決算では赤字を計上し続けた。

——PayPayが使えるのが当たり前——

このインパクトを残した世の中は、2021年にPayPayの使用料が有料となっても、もう後戻りはできない。こうしてPayPayは見事にキャッシュレス決済のトップとして君臨したわけである。未だ赤字計上のPayPayだが、いずれは黒字に転ずるだろう。

さあ、ここまでは「インパクトって大事だよな」という例え話。ここからは少し、私のことを話す。

今年で29歳となる私は、今まで何気なく日々を過ごす所謂一般人。ただずっと、何か世の中に影響を与えられる人間になれないかと夢見てきた。

「人は、一生の間にどれだけの人間に出会えるか。それが財産。」と父が言う。その通りだと私は思う。

最近、ゲームを始めた。Web3という新時代のゲームだが、このコミュニティに参加し、この年齢にして100人を超える多くの友人が出来た。岐阜県という狭い地域にだけ生きていた私だったが、日本全国に仲間ができ、各地方に遊びに行くときは食事を共にするほどの友ができた。それにより、知らない世界に触れることで知識も格段に増えた。これがまさに財産であると身をもって感じる事となった。

もっと、沢山の人と出会いたい。それを私の財産としたい。そして私という人間を知ってもらいたい。そのための手段として、この編集後記は一つである。だからこそ、最初に興味を示してもらう必要があった。

大事なのは『インパクト』。

その残ったインパクトで、困ったときに思い出してもらえる人になれるよう精進していきたい。

私は、岐阜県美濃市で家屋解体・土木業を営む『松保建設有限会社』に勤める、野球が大好きな松並 壺成(いつなり)。仕事、プライベートに関わらず、是非ともお見知りおきを。

記 松並壺成

令和7年8月15日発行

第143号

編集 一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会
発行

会長 大坪 敬明

〒500-8384 岐阜市藪田南1丁目11番12号 岐阜県水産会館1階

TEL (058) 272-9293 FAX (058) 272-6764

<https://www.gifu-hozen.jp>

E-mail info@gifu-hozen.jp

印刷 西濃印刷株式会社



協会のシンボルマーク



産業廃棄物を取り扱う現場担当者にオススメです！

産業廃棄物処理 現場業務 eラーニング 講座

本講座の特長

- 受講はご自身のパソコンで行います。インターネット環境があれば、学習期間中にいつでも、どこでも自分のペースで受講可能です。なお、学習途中で中断/再開することも可能です。
- 本講座は、パソコンから映像を視聴いただく講義、確認テスト、その後じっくり学習するためのテキスト教材(画面表示のみ)で構成しています。※教材を印刷することはできません。
- 各講座の受講が修了すると、修了証を画面表示します。



令和7年度 開催案内！

【学習期間(約1ヶ月間)】 次の2つから選択

第1期： 9月3日～28日
(申込期間：8月1日～22日)

第2期： 10月3日～28日
(申込期間：9月1日～22日)

【受講料】

1名1コース：4,400円
(税込、通信費等は利用者負担)

【講座名・学習内容】

業態に合わせ3コースを用意

①収集運搬現場業務コース

- ・収集運搬に係る法令等
- ・安全衛生
- ・作業工程管理
- ・留意点等

②中間処理現場業務コース

- ・中間処理に係る法令等
- ・安全衛生
- ・作業工程管理
- ・留意点等

③最終処分現場業務コース

- ・最終処分に係る法令等
- ・安全衛生
- ・作業工程管理
- ・留意点等

【お申込み方法】

専用ポータルサイトにて受付。詳しい情報は、こちらのサイトより
<https://www.zensanpairen.or.jp/application/seminar/>

全産連 研修会・セミナー

検索



【お問合せ先】



公益社団法人

全国産業資源循環連合会

〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル4階

現場業務 eラーニング担当

TEL: 03-3224-0811

E-mail: ability-as@zensanpairen.or.jp

●営業時間/月～金 9時～17時

●定休日/土日・祝日

2025.06

協会ホームページへのバナー広告掲載募集

当協会では、ホームページに掲載するバナー広告を募集しています。ホームページのバナー広告は多くの人の目に触れ、貴社のホームページへのリンクもできますので貴社の営業広告やイメージアップにご活用ください。なお、掲載料金等（消費税込み）は下記のようになっています。

掲載の申込みは協会事務局にご相談ください。

ホームページバナー広告掲載料

バナー掲載料	1年間の料金（）は会員外の掲載
	20,000円（50,000円）
バナー画像作成料	3,300円（企業ロゴ作成は別途料金）

注 掲載内容は、当協会ホームページバナー広告掲載要綱に基づいたものとします。

協会報への広告掲載募集

当協会では、協会報「ぎふ環境保全」（年4回）及び「協会要覧」（年1回）を発行しており、これに掲載する広告を募集しています。広告は協会報を通じて直接、読者の目に留まるほか、平成23年度からは協会ホームページからアクセスして最新号及びバックナンバーでも閲覧できるようになっており、こちらでも広告の効果が高まっています。

是非、貴社の営業広告やイメージアップ広告としてご活用ください。なお、掲載料金（消費税込み）は下記のようになっています。

掲載の申込みは協会事務局にご相談ください。

協会報広告掲載料

掲 載 面	印刷形態	1回の料金（）は会員外の掲載
表紙の裏面及び裏表紙の裏面	カラ－	30,000円（40,000円）
	モノクロ	20,000円（30,000円）
裏 表 紙	カラーのみ	40,000円（50,000円）
本 文 中	カラ－	30,000円（40,000円）
	モノクロ	10,000円（20,000円）

注 1 分割の掲載の場合は上記料金の分割数分の1です。（広告原稿は広告主負担）

例 本文中カラーで8分の1の掲載4回 $30,000円 \div 8 \times 4回 \times 90\% = 13,500円$

本文中カラーで4分の1の掲載4回 $30,000円 \div 4 \times 4回 \times 90\% = 27,000円$

2 4回の連載で申込みの場合は、10%の割引となります。（1頁掲載の方はホームページのバナー広告も希望により無料掲載致します）

3 表紙及び裏表紙の裏面への掲載の申込みは、現在受け付けておりません。

「クリーンな県土」と「産業の活力」に貢献



タカイ商事株式会社

産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県、滋賀県、福井県、京都府、大阪府、奈良県 公認)

許可品目

燃え殻、廃アルカリ、繊維くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥、廃プラスチック類、動植物性残渣、廃油、紙くず、ゴムくず、廃酸、木くず、金属くず

積替保管

(岐阜市)

許可品目

燃え殻、汚泥、廃油

特別管理産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県 公認)

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

特別管理産業廃棄物中間処理業

(焼却、中和)

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

産業廃棄物中間処理業

(焼却、破碎、切断、脱水、中和)

許可品目

汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃酸、廃アルカリ

電子マニフェストを導入しています

産業廃棄物の処理は
タカイ商事にご相談下さい

産業廃棄物総合焼却処理工場



〒501-1183

岐阜県岐阜市則松1469番地の3

TEL (058) 239-9931

FAX (058) 239-9828

E-Mail takai@sweet.ocn.ne.jp

URL <http://www.takai-shoji.jp/>

自然に優しい未来を築きたい

We Love Nature & Future



HATSURI
KIMURA
CORPORATION

株式会社
はつり きむら

斫木村

■本社

〒503-0856 岐阜県大垣市新田町5丁目22番地
TEL.(0584)89-7195(代) FAX.(0584)89-7978

■斫木村リサイクルセンター

〒503-0993 岐阜県大垣市荒川町東大ダラ917-1
TEL.(0584)92-2823 FAX.(0584)92-1004



岐阜県

優良産廃処理業者



一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会